

【返戻金制度】

被紹介者が入社後（見習採用その他正式採用に至らない期間を含む）１ヶ月以内に、被紹介者の一方的な都合により退職した場合若しくは重大な就業規則違反により合法的に懲戒解雇された場合には、甲は乙に対し、退職日を含めて２０日以内に被紹介者が退職した月日、退職理由を告知するものとし、乙がかかる告知を受けたときは、受領した報酬額の１００％の額を甲に返還する。（甲の都合による退職、若しくは、採用条件通知書の記載内容と就労の実態とが著しく異なることによる退職の場合には報酬を返還しない）同様に２ヶ月以内に退職した場合は５０％にあたる金額を返還するものとする。